

淀川水系流域委員会 第25回琵琶湖部会（2003.8.25開催）結果概要

03.9.22 庶務作成

開催日時：2003年8月25日（月） 13：30～16：30

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール「淡海6」

参加者数：委員11名、河川管理者16名、一般傍聴者98名

1 決定事項

- ・ 本日の議論をもとに、川那部部会長、江頭部会長代理、中村リーダーにて、琵琶湖部会としてのとりまとめ案を修正し、第24回委員会(9/5)にて報告する。
- ・ 各委員は、修正意見等があれば早めに文案を提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-3「琵琶湖部会とりまとめ素案」をもとに中村リーダーより説明が行われ、その後意見交換が行われた。主な意見は、「3. 主な意見を参照」。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から意見が出され、それに関連して河川管理者より補足説明が行われた。内容については「3. 主な意見」を参照。

その他

スケジュール等について話し合わせ、上記「1. 決定事項」の通り決定がなされた。

3 主な意見

<部会意見とりまとめに向けた意見交換>（資料2-3「琵琶湖部会とりまとめ素案」参照）

- ・ p3の下から7行目、治水技術に関する記述における「大きな社会的チャレンジ」の意味を教えてください。ハード的な対策のみならず周辺の土地利用等も含めた総合的な取り組みを行うというような理解でよいのか。（河川管理者）
治水部会の議論を待つ必要があるが、ダムに頼らない治水対策の可能性について、周辺自治体との調整を行いながら、幅広い検討をお願いしたいとの意味である。
- ・ p3の下段「多様かつ詳細な代替案の検討と提示」の中に、「多くの課題を残している」とあるが、具体的に記述にすべき。
よい文案があればご提出いただきたい。（部会長）
- ・ p4の12行目～14行目、「更に、同じ滋賀県においても、都市・産業・環境部門における水利用安全度の指摘は、単に大規模利水事業の遂行だけでなく地域の小規模な水循環シス

テムの構築という意味でも多様かつ詳細な代替案の検討が必要と認識している」の一説の意味をお教えいただきたい。(河川管理者)

節水や水循環の仕組みなど、小規模なものや河川管理者の権限外のことについても、周辺自治体等の関係機関との連携の中で検討し、計画に反映していかねばならないという意味である。

- ・ p 4 の24行目「抜本的なとり組み」とはどんなものを意味するのか。(河川管理者)
琵琶湖部会としては、従来の河川事業の延長ではなく、新しい取組みの可能性を全体のトーンとして出していきたいと考えている。具体的な事例については、各委員から出されている意見をご参照いただきたい。
以上、河川管理者から質問があったところについては、全体の趣旨を踏まえた上で、わかりやすい表現に書き改める必要がある。(部会長)
- ・ p 5 の3行目 b) 「冬季の高水位については、浜欠けや水質への影響とともに、魚類の産卵への影響も考慮した試験運用が求められる」とあるが、浜欠けや水質悪化が冬季の高水位とどう関係があるのか、丁寧に記述する必要がある。
- ・ p 6 の1行目のタイトル「河川の水位」は、“水量”とすべきである。
- ・ p 6 の1行目、c) 「下流の攪乱に与える影響」とあるが、ここは丁寧な説明が必要。
- ・ p 6 の5行目、「掘削や引き堤の促進」という部分について、わかりやすい表現を再考する必要がある。
- ・ p 7 の9行目に、「規模を現行計画のままとした『ダム建設』を前提とし」との記述があるが、現在、治水上効果があることを示した段階であり、今後、代替案を含めて検討が必要であると考えている。現行計画のままのダム建設を前提としているわけではない。(河川管理者)
- ・ p 8 の中段 c) に、「ソフト事業の推進」とあるが、具体的な例示が必要である。
補足事項があれば文案としてご提出いただきたい。(部会長)

<その他、全体に関して>

- ・ 環境の調査について、「河川水、伏流水、蒸発散水の量的なことについて、継続的にモニタリングしておく必要がある」との記述が欲しい。
- ・ このままで整備計画の内容が住民に理解されるか疑問。住民参加や周辺自治体との連携の必要性を本当に伝えるためには、目標の設置が必要である。めざすべきものを明確にしたほうがよい。
- ・ 「水位についてはモニタリングが必要、ダムについては代替案の検討が必要」との旨の記述があるが、そういうことを誰が、どう評価するのかを明確にしておく必要がある。
このあたりは、琵琶湖部会だけで議論するのは難しい。環境利用部会での議論を参考に、委員会でも議論をしていく必要がある。
- ・ 説明資料(第2稿)の丹生ダムに関する調査・検討項目の順番について、4)の「水需要の精査確認」が最初にあるべきではないか。
- ・ 将来の気候変動の捉え方について、河川管理者としては、どのような認識をお持ちなのか。
治水においては、どのくらいの降雨規模を想定して治水対策を行うかに関係してくる。

利水においても、水供給の安全性が低下している等の情報を各利水事業者提供したうえで、ダムに参画するかどうかの返答を頂くことになる。(河川管理者)

< 漁業者への意見聴取に関する提案について >

- ・ 滋賀県漁業組合連合会から意見聴取の試行をしてほしいという希望が出ていた。直接湖に関わられて、そこで生業をされて、湖のことが非常によくわかっていらっしゃるの、近く意見聴取を行うことを検討してはどうか。

部会として行うということか、それとも有志で行う意見聴取の試行としてなのか。(部会長)

従来通り有志で行うという方式でよいと思われる。

申し出に対しては、部会として直接対応することはできないだろうが、例えば産業別に意見聴取の会をつくる等のチャンスをつくる方向で発展させていくのもやぶさかではないと思う。

有志で集まって、一度話しあってもらいたい。(部会長)

< 一般からの意見聴取と委員との質疑 >

- ・ p 2 の 7 行目「予防原則」の意味をお教えいただきたい。(一般傍聴者)

ここでいう予防原則とは、ある事業を行う際に、その事業を行うことによって、後から取り返しがつかないような致命的な悪影響を河川に与える可能性がある場合、安全性という観点から、できる限りの予防策を行っておくという意味である。

それでは、何もできないのではないかと。(一般傍聴者)

一般論として、予防原則という考え方を取り入れるということである。その事業をやる、やらない、の判断は、十分な情報を持った上で判断するという意味である。(部会長)

- ・ p 5 の に「4月-8月に基準水位を 0 cm 前後を目安に水位を維持し」との記述があるが、治水上、大きな問題があると思われる。(一般傍聴者)

治水のことを考慮しないという意味ではない。これまで、魚類の産卵等について考慮がなされていなかったことへの反省の意味をこめて書いている。(部会長)

- ・ 大阪府営水道、阪神水道が丹生ダムの利水事業から撤退するということが日経新聞で報道された。京都府営水道についても、丹生ダムに参画しなくとも、桂川の水や天ヶ瀬ダムの再開発の分で十分まかなえると考えられる。丹生ダムについて議論を行う際は、このことについてご認識いただきたい。(一般傍聴者)

新聞記事についてだが、両利水事業者からの話では、はまだ正式に撤退するとの意思決定がなされたわけではない。(河川管理者)

- ・ 流域委員会の提言のダムに関する記述を、委員会の意見としてしっかり意見書の中に位置付けて欲しい。(一般傍聴者)

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要はホームページに掲載しております。